

広島県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十一年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀矢野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市甲奴町小童字三王四五三番一 地先から 三次市甲奴町小童字三王六〇四番一 地先まで	新	旧	一・一〇〇〇 三七・〇〇〇	二五〇・〇〇	拡幅
	旧	新	一・八〇〇 七・〇〇〇	二四一・〇〇	
三次市甲奴町小童字三王六〇四番一 地先から 三次市甲奴町小童字中塞六〇五番一 地先まで	新	旧	二・〇〇〇 二二・〇〇〇 四一・二二〇	一六八・四〇	ダブルウェイ
	旧	新	三・八〇〇 三・四〇〇 三・〇〇〇	一六八・四〇	
三次市甲奴町小童字中塞六〇五番一 地先から 三次市甲奴町小童字花木三二六九番五 地先まで	新	旧	一・〇四〇 四七・六〇〇	一、〇八四・ 八〇	拡幅
	旧	新	三・四〇〇 三・〇〇〇	一、一七一・ 一〇	